

平成 28 年度健康サポート薬局のための技能習得型研修 受講者募集のご案内

平成 27 年 9 月に厚生労働省の「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」の報告書として「健康サポート薬局のあり方」が公表されたことにより、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた「健康サポート薬局」の基準及び、その基準に適合する場合における健康サポート薬局である旨の表示及び公表が定められ、平成 28 年 4 月 1 日より施行されています。

「健康サポート薬局」である旨を表示するには、都道府県知事等（静岡県知事、静岡市及び浜松市に所在する薬局は当該市長）への届出が必要であり、平成 28 年 10 月 1 日から届出の受付が開始されますが、厚生労働大臣が定める基準として「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修」（※ 1）を修了した薬剤師の常駐が必要であり、届出にあたっては当該研修の修了証の提出が必要です。

この程、日本薬剤師会では日本薬剤師研修センターと合同で、健康サポート薬局に係る研修実施機関として「技能習得型研修」と「知識習得型研修」を実施することとなり、うち「技能習得型研修」は協力団体として静岡県薬剤師会が開催します。

なお、この研修会は「健康サポート薬局」を標榜しようとする薬局の薬剤師のみを対象としたものです。予めご了承ください。

■研修会の名称

研修会 A：健康サポートのための多職種連携研修会

研修会 B：健康サポートのための薬剤師の対応研修会

■主催 公益社団法人静岡県薬剤師会

■共催 公益社団法人日本薬剤師会

■日時 研修会 A：平成 28 年 8 月 21 日（日）13:30～18:00

研修会 B：平成 28 年 9 月 4 日（日）13:30～18:00

■会場 静岡県薬剤師会館 3 階 大会議室

静岡市駿河区馬淵二丁目 16-32

※ 静岡県薬剤師会館の駐車場は利用できません。公共交通機関をご利用ください。

■研修会の内容

別紙「健康サポートのための多職種連携研修会」「健康サポートのための薬剤師の対応研修会」プログラム参照

■定員 80 人

ただし、日本薬剤師会実施の「知識習得型研修」（eラーニング）の早期受講予定者（平成 28 年 9 月までに受講する方）を優先します。

■受講料 静岡県薬剤師会の会員 2,000 円／非会員 6,000 円

※ 上記の受講料は研修会 A 及び研修会 B の 2 回分です。

■対象者 「健康サポート薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事する薬剤師であって、過去に薬局の薬剤師としての経験が 5 年以上ある者として。

■受講証明書の発行（※ 2）

研修会 A 及び研修会 B を受講された方に「受講証明書」を発行します。

■申込方法

別紙「受講申込書」により、8 月 10 日（水）までに静岡県薬剤師会あてお申込みください。ただし、定数に達し次第締め切りとさせていただきます。また、「技能習得型研修」は研修会 A・B の受講が必須です。A 又は B のみの受講はできませんのでご注意ください。

※1 常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修

厚生労働大臣が定める基準（平成 28 年厚生労働省告示第 29 号）第三号に規定の健康サポート薬局に係る研修の全体像です。

区分	研修項目	規定時間数	研修の実施方法
技能習得型研修 (集合研修)	健康サポート薬局の基本理念	1	【健康サポート薬局のための多職種連携研修】(研修会 A) ※静岡県薬剤師会は 8 月 21 日(日)開催
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3	
	薬局利用者の状態把握と対応	4	【健康サポートのための薬剤師の対応研修】(研修会 B) ※静岡県薬剤師会は 9 月 4 日(日)開催
知識習得型研修	地域住民の健康維持・増進	2	日本薬剤師会が e-ラーニングにより実施 (8月下旬開始予定)
	要指導医薬品等概説	8	
	健康食品、食品	2	
	禁煙支援	2	
	認知症対策	1	
	感染対策	2	
	衛生用品、介護用品等	1	
	薬物乱用防止	1	
	公衆衛生	1	
	地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1	
コミュニケーション力の向上	1		
合計 30 時間			

※2 受講証明書、研修修了証の発行

- 静岡県薬剤師会主催の「技能習得型研修」を受講された方には、静岡県薬剤師会から「受講証明書」を発行します。
- 日本薬剤師会実施の「知識習得型研修」(eラーニングによる研修)は、22 時間分の教材の受講を完了した方に、「受講証明書」が発行されます。(eラーニング研修にも別途受講料が設定されます。)
- 上記の「技能習得型研修」及び「知識習得型研修」の受講証明書を取得され、かつ薬局での実務経験が 5 年以上ある方には、研修実施機関である日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターから「研修修了証」が発行されます。「健康サポート薬局」の届出を行う際には、この「研修修了証」が必要となります。ただし、「研修修了証」の発行には、申請手続きと申請料が必要です。手続方法等は改めてご案内します。

お問い合わせ

公益社団法人静岡県薬剤師会 事務局業務スタッフ
〒422-8063 静岡市駿河区馬淵二丁目 16-32 静岡県薬剤師会館
電話：054-203-2023 ファックス：054-203-2028
E-mail：kenyaku@shizuyaku.or.jp

平成 28 年度健康サポート薬局のための技能習得型研修
健康サポートのための多職種連携研修会プログラム

＜研修会 A＞

日時：平成 28 年 8 月 21 日（日）13:30～18:00

会場：静岡県薬剤師会館 3 階 大会議室

司会：静岡県薬剤師会理事 安達 士郎

13:30～13:40 開会／挨拶（10 分） 静岡県薬剤師会 会長 明石 文吾

13:40～14:30 基本理念

◇健康サポート薬局の基本理念（20 分）

日本薬剤師会 会長 山本 信夫（DVD）

◇健康サポート薬局の理念 ～地域包括ケアに対応した薬局・薬剤師会～（30 分）

静岡県薬剤師会 常務理事 岡田 国一

14:30～15:50 当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源と役割の現状

◇静岡県における健康課題と健康増進策、健康サポート薬局への期待（30 分）

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課 課長 土屋 厚子

◇各者の取り組み（20 分×2 者）

伊豆の国市保健福祉・こども・子育て相談センター 保健師 古野 真実子

全国健康保険協会静岡支部企画総務グループ長 山西 ゆかり

◇当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源について（10 分）

静岡県薬剤師会 副会長 細野 澄子

15:50～17:50 グループ討議形式による演習（地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を發揮するための各職種・機関との連携による対応等に関する演習） 静岡県薬剤師会 理事 安達 士郎

（1）アイスブレイク（20 分）

（2）ケーススタディ（80 分）

（3）演習のまとめ／レポート作成（20 分）

17:50～18:00 まとめ／閉会（10 分） 静岡県薬剤師会 副会長 石川 幸伸

平成 28 年度健康サポート薬局のための技能習得型研修
健康サポートのための多職種連携研修会プログラム

＜研修会 B＞

日時：平成 28 年 9 月 4 日（日）13:30～18:00

会場：静岡県薬剤師会館 3 階 大会議室

司会：静岡県薬剤師会理事 鈴木 孝一郎

13:30～13:35 開会／挨拶（5分） 静岡県薬剤師会 会長 明石 文吾

13:35～13:45 薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局（10分）
静岡県薬剤師会 常務理事 岡田 国一

13:45～17:45 薬局利用者の状況把握と対応（240分）
（日本薬剤師会 DVD 教材「薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会」）
静岡県薬剤師会職能対策委員会委員 松永 敏広

17:45～17:50 まとめ（5分） 静岡県薬剤師会 常務理事 岡田 国一

17:50～18:00 レポート作成／閉会（10分） 静岡県薬剤師会 副会長 石川 幸伸

平成 28 年度健康サポート薬局のための技能習得型研修受講申込書

平成 28 年 月 日

静岡県薬剤師会 御中

受講者氏名 _____

平成 28 年 8 月 21 日（日）及び 9 月 4 日（日）開催の健康サポート薬局のための「技能習得型研修」（研修会 A・B）への参加を申し込みます。

【受講申込者】

フリガナ		静岡県薬剤師会		a. 会員 b. 非会員
氏名		Ⓜ		
生年月日		年 月 日生（満 歳）		性別 男・女
自宅住所		〒 (電話番号 - -)		
薬剤師名簿登録番号		No.		
健康サポート薬局届出予定	薬局開設者の住所及び氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)	住所	〒	
		氏名	Ⓜ	
	届出予定薬局	薬局名称		
		薬局所在地		
	電話番号			

【健康サポート薬局の基準等の確認】…要確認事項

健康サポート薬局の基準への対応状況の確認 …○印でお示してください		
厚生労働大臣が定める基準 (平成 28 年厚生労働省告示第 29 号)	1. かかりつけ薬局としての基本的機能	a. 該当している b. 調整中
	2. 国民による主体的な健康の保持増進の支援を実施する上での地域における関係機関との連携体制の構築	a. 該当している b. 調整中
	3. 設備、間仕切り等で区切られた相談窓口を設置している	a. 該当している b. 調整中
	4. 表示に関する方法等	a. 該当している b. 調整中
	5. 要指導医薬品の取扱い	a. 該当している b. 調整中
	6. 開店時間の設定	a. 設定している b. 調整中
	7. 健康相談及び国民による主体的な健康の保持増進の支援の取組	a. 該当している b. 調整中
薬局薬剤師としての実務経験（5年以上）の確認		
勤務先薬局の名称・所在地（県市町村名）	実務経験の実績	
	年 月 ～ 年 月（年）	
	年 月 ～ 年 月（年）	
日本薬剤師会実施の「知識習得型研修」（e-ラーニング）の受講予定時期 …○印でお示してください		
a. 平成 28 年 9 月までに受講する	b. 平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月までの間に受講する	
c. 平成 29 年 4 月以降に受講する	d. 受講は当分しない	

(注) 1. 平成 28 年 8 月 10 日（水）までに静岡県薬剤師会あてお申込みください。ただし、「技能習得型研修」は研修会 A・B の受講が必須です。A 又は B のみの受講はできませんのでご注意ください。
2. 「薬局薬剤師としての実務経験（5年以上）の確認」欄の記入欄が不足する場合は、複写の上、ご利用ください。

※ 以下記入不要 【通信欄】 … 県薬剤師会 → 受講申込者

受講番号

- 1 受講の申込みを受け付けました。
- 2 申込み定数超過のため、受け付けできませんでした。

厚生労働大臣が定める健康サポート薬局の基準

○厚生労働省告示第二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第五項第十号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 かかりつけ薬局としての基本的機能次のいずれにも該当すること。
 - イ 患者が当該薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。
 - ロ 患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）及び一般用医薬品（同法第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）（以下「要指導医薬品等」という。）を含めた医薬品を服用している情報等を一元的かつ継続的に把握するよう取り組み、薬剤服用歴の記録を適切に行うこと。
 - ハ 残薬管理及び確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握を実施するよう取り組むこと。
 - ニ 患者に対し、患者の薬剤服用歴を経時的に管理できる手帳（以下「お薬手帳」という。）の意義及び役割を説明した上で、その活用を促していること及び一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、当該お薬手帳の集約に努めること。
 - ホ かかりつけ薬剤師及びかかりつけ薬局（以下「かかりつけ薬剤師・薬局」という。）を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。
 - ヘ 開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備していること。
 - ト 過去一年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。
 - チ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。
 - リ かかりつけ薬剤師・薬局として、地域住民からの要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。
 - ヌ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションその他の地域包括ケアの一翼を担う機関における多職種との連携体制を構築していること。
- 二 国民による主体的な健康の保持増進の支援を実施する上での地域における関係機関との連携体制の構築次のいずれにも該当すること。
 - イ 利用者から要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと。
 - ロ 利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターそ

の他行政機関並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）における介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関（以下「医療機関その他の連携機関」という。）への紹介に取り組むこと。

ハ 地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。

ニ 利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書（電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を含む。）により提供するよう取り組むこと。

ホ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関連団体（以下このホにおいて「医師会等」という。）と連携及び協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

三 常駐する薬剤師の資質要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

四 設備間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

五 表示に関する方法等次のいずれにも該当すること。

イ 健康サポート薬局である旨並びに要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を当該薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。

ロ 当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容について、当該薬局において分かりやすく提示すること。

六 要指導医薬品等の取扱い次のいずれにも該当すること。

イ 要指導医薬品等、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有しており、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。

ロ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

七 開店時間の設定平日の営業日において連続して開店しており、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日において一定時間開店していること。

八 健康相談及び国民による主体的な健康の保持増進の支援の取組次のいずれにも該当すること。

イ 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応すること。

ロ 販売内容及び相談内容（受診勧奨及び医療機関その他の連携機関への紹介の内容を含む。）を記録した上で、当該記録を一定期間保存していること。

ハ 国民による主体的な健康の保持増進の支援に関する具体的な取組を積極的に実施していること。

ニ 地域の薬剤師会等を通じること等により当該薬局における取組を発信すると同時に、必要に応じて、地域の他の薬局の取組を支援していること。

ホ 国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。